検定試験の自己評価シート

自己評価実施日：令和7年2月12日

検定事業者名：公益財団法人日本英語検定協会
検 定 試 験 名：実用英語技能検定

【4段階評価の目安】
A：達成されている　B：ほぼ達成されている　C：やや不十分である　D：不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅰ 検定試験の実施主体に関する事項	【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。					
	①組織・財務	1	《検定試験の目的》 〇検定試験の目的が明確であるか。	日常の社会生活に必要な実用英語の習得及び普及向上に資するため、別に定める実用英語技能審査基準に従い、その習得した実用英語の能力を検定し、その能力を養成することを目的とする。 また、HPには文部科学省後援の検定であること、4技能を測定できる検定であること、及び各種入試優遇・単位認定・海外留学時優遇等があることなどの特徴とメリットも掲載している。	A	PDCAサイクルに基づき継続的に改善を図っている。
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 〇検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制（役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等）が適切に構成されているか。	【検定事業実施体制】 ■役職員体制：役職員の権限・職務は「稟議規程」、「職務分掌」等において規定し、検定試験の実施運営に当たっては責務を明確にしている。 ■事務処理体制：円滑な検定試験の実施、受験者や利用者への適切な対応のため統括部署を設置し、業務フローに従いチェック機能を設け事務処理にあたっている。 ■危機管理体制：災害、情報漏えい、システム障害など不測の事態に備え、危機管理基本規程及び危機管理マニュアル等を整備し、これに従って対応体制及びに対応方法並びに各部署の役割を明確にしている。なお、試験実施の都度作成する各種試験実施マニュアルの中でも危機管理体制を明記している。 ■内部チェック体制：定期的に経営会議を開催して内部チェックをしている。また、理事会において、理事等から指摘等を受けることがある。これも内部チェックの機能を果たしている。 ■その他（受験規約） 受験規約の記載事項に申込者が事前に同意して申込みをするので、本規約を遵守する義務を受験者は負っている。本規約は事務処理体制（受験時の注意事項及び禁止事項等）及び危機管理体制（問題漏洩等）に効果をあげている。	A	
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 〇実施主体の財務経理情報を備えているか（検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか）。	■備えている：過去5年間の財務情報を備え置いている。（具体的には、事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書等） □備えていない	A	

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅰ　検定試験の実施主体に関する事項	①組織・財務	4	《検定実施主体の財務経理の監査》 〇財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。	■受けている（■内部監査、■外部監査、□その他） 内部監査は当財団の監事に、また、外部監査は監査法人にそれぞれ受けている。 認定法の規定に基づく監査に準じて、公益目的事業及び収益事業の区分等が正しくできているかなどを含め、内閣府公益認定等委員会の主旨を鑑み財務諸表監査を受けている。 □受けていない（理由：　　）	A	
		5	《検定事業以外の事業との区分》 〇検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	公益目的事業と収益事業の財務経理の区分は明確である。	A	
		6	〇その他の特記事項等。			
	②情報公開、個人情報	7	《検定試験に関する情報公開》 〇受検者や活用者（学校・企業等）に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	当財団のHPにて左記のすべてを情報公開している。	A	PMS（個人情報保護マネジメントシステム）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の運用を遵守している また、情報公開については当財団のHPを通じて展開している。
		8	《個人情報保護》 〇受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	PMS（個人情報保護マネジメントシステム）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、各規程及びマニュアル等をイントラネットに掲載・共有し、随時役職員が確認できる状態にあり、役職員の教育研修も毎年行っている。 また、個人情報保護方針には以下のとおり記載している。 「ご提供いただいたご本人の個人情報は当協会で厳重に保管・管理するとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するために適切なセキュリティ対策を講じます。」	A	
		9	〇その他の特記事項等。			
Ⅰ　検定試験の実施主体に関する事項	③事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 〇目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	各部署ごとに受験者、団体受験関係者、実施委員等からの意見あるいは質問はPC上でデータベース化するとともに担当部署にて検討し、毎月開催される経営会議にてこれらの審議案件等をPDCAに基づき組織的・継続的に改善を行っている。改善に当たっては必要に応じて有識者等のアドバイス等を仰ぎながら行っている。 なお、自己評価シートは当初より公表している。	A	めまぐるしく社会環境が変化する時代にあって、地に足をつける堅実さを以って事業の改善に取り組んでいる。
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 〇知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	たとえば、英語の4技能化に伴い2級から3級までライティングテストを導入、4･5級にスピーキングテストを導入、及びCBTを1日で受験終了できるシステムも導入する等、社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常に見直している。	A	
		12	〇その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	【評価の視点】					
	①受検手続等	13	《検定試験の概要》 〇検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域（分野）、対象層（受検資格等）、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	実用英語技能検定は「実用英語技能審査基準」に準拠して作成される。また、学習指導要領等にも配慮をしている。各級の大まかな目安は次のとおり。 **1級**：広く社会生活で求められる英語を十分理解し、また使用することができる。 （大学上級程度:CEFR C1レベル） **準1級**：社会生活で求められる英語を十分理解し、また使用することができる。 （大学中級程度：:CEFR B2レベル） **2級**：社会生活に必要な英語を理解し、また使用することができる。 （高校卒業程度:CEFR B1レベル） **準2級**：日常生活に必要な英語を理解し、また使用することができる。 （高校中級程度:CEFR A2レベル） **3級**：身近な英語を理解し、また使用することができる。 （中学卒業程度:CEFR A1レベル） **4級**：簡単な英語を理解することができ、またそれを使って表現することができる。（中学中級程度:CEFR A1レベル） **5級**：初歩的な英語を理解することができ、またそれを使って表現することができる。 （中学初級程度:CEFR A1レベル）	A	受験の目安として利用されるように、HP等を通じてわかりやすい内容等の公開を心掛けている。
		14 該	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 〇年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	該当なし		
		15	《受検手続・スケジュール等》 〇試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	Web・願書・団体受験申込の手続き等にて受験手続が定められている。検定日程は各地域及び各学校の学内行事、学外行事の予定等を情報収集し、試験日程を決めるとともに各学校が出願を決めるまでに十分な期間（3週間から1ヶ月）を確保できるよう設定している。これも常時見直しをする用意がある。また、2017年度から二次試験をA日程・B日程の2日程とする等、受験機会を増やすために実施スケジュールを見直している（No.30参照）。	A	
		16	《問い合わせ先の設置》 〇受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	各種問い合わせ先は、志願票、パンフレット及びHP等にて公開している。 ■受験手続に関する問い合わせ窓口＝「英検サービスセンター」 （個人＝03-3266-8311：団体＝03-3266-6581、障がい者特別措置個人＝03-3266-8311、障がい者特別措置団体＝03-3266-6507） ■試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 （連絡先等＝同上） ■その他（忘れ物等） （連絡先等＝同上） URL　https://www.eiken.or.jp/eiken/contact/ なお、上記のいずれも電話でのお問い合わせ時間は、9:30～17:00。 また、HPからお問い合わせフォームを利用しても問い合わせ可能。	A	
		17	《受検料》 〇受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	検定試験が公平・公正に継続して実施できること　及び　受験者数増減に関係なく必要とされる準備金を確保できることを前提として検定料を決定している。	A	

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	①受検手続等	18	《障害者への配慮》 〇 障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	視覚障がい者、聴覚障がい者、養護関係障がい者に対して、点字問題あるいはリスニングに関してのテロップ問題、または直接問題用紙に解答するなどの対応を行っている。	A	
		19	《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 〇より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。	以下が受験者等の利便性に配慮している点である。 1)インターネット、コンビニエンスストアでの申し込みができる。 2)一次試験免除制度(1度一次試験に合格すると1年間は一次試験免除で二次試験から受験できる制度)を利用することができる。 3)自分の学校において受験ができる準会場制度がある。 4)検定試験の指示文を日本語以外、中国語、韓国語他5ヶ国語であらかじめHP上で公開している。 5)公開会場での、年少者の受験に際しては、保護者控室を準備、また、解答用紙の受験番号・住所等の記入にあたっては保護者が補助や代筆をしてもよいことになっている。 6)公開会場内での受験者等の怪我等については、一定の保険に加入している。	A	
		20	〇その他の特記事項等。			
	②試験実施	21	《作問・審査体制》 〇検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	原則として①問題作成、②採点、③合否判定委員会の過程を経る。 ①の問題作成は審査基準及び学習指導要領等に基づき作成される。 ②の採点は採点基準に則り行われる。③の合否判定委員会は外部有識者(英語教育専門家・テスティング専門家)により判定の上承認される。	A	受験者に対する検定問題の質の保証、受験の際の利便性・公平性・公正性は担保されている。これらによって、厳正公平な試験実施ができる。 引き続き上記に記載した事項の改善・改良に向けて努めたい。
		22	《情報の管理体制》 〇検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。	「施設及び入退館(室)の管理に関する規定」により試験問題冊子・解答用紙の制作には問題作成委員会に携わる限定された担当職員のみが接触できる管理体制を敷き、問題の印刷に当たっては問題の持ち出し・撮影等を防ぐため事務所の入退室の際にチェック機能を設けている。配送に当たっては、問題・資材の受け渡しの際に引渡書・受領書を取り交わす。保管は、実施担当責任者のみが取り扱うことができ、施錠できる場所での保管を義務付けている。また、印刷業者、運送業者等の外部委託先は、当財団と同等以上のPMS及びISMSが確保できるような業者を選定し、契約及び管理を行っている。	A	
		23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 〇各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	各試験会場には実施委員という責任者が1名以上配置されている。実施委員には事前に試験実施に係る「実施委員マニュアル」が配布されており、これによって当日の試験実施を行う。	A	
		24	《試験監督業務についての共通理解》 〇試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	試験監督者には当日「監督者マニュアル」が配布される。さらに、この「監督者マニュアル」を音声化したCDを聞かせ、共通理解の徹底を図っている。	A	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 〇検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。	学校・団体・企業等の申込責任者が自分の所属する施設を会場をとして利用しその申込責任者他が試験実施をする申込み形態を準会場というが、これも公開会場と同様に各種マニュアルがあるので公平性は担保されている。	A	

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ　検定試験の実施に関する事項	②試験実施	26	《受検者の本人確認》 〇受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	試験当日までに顔写真を受験票に添付し、当日受付にて、身分を証明するもの（学生証・生徒手帳・社員証、運転免許証、パスポート、健康保険証（コピー可）、マイナンバーカード等）との照合を行い確認する。 なお、身分証明書として、名刺、会員カード類、定期券等は不可。	A	
		27	《不正行為等への対応策》 〇受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	23･24の評価項目で記載したとおり「実施委員マニュアル」及び「試験監督者マニュアル」にて受験者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が詳細に記載されている。また、事前の説明でも共通理解は得られている。	A	
		28	《天災等のトラブルへの対応》 〇試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	試験当日の実施状況について、受験者は事前にHPあるいは携帯電話サイトで情報を入手できるシステムを設けている。交通機関の大幅な遅延等で来場した場合には別室での受験等で対応し、正常に実施できない環境になった場合には次回への振替受験等で対応している。	A	
		29	〇その他の特記事項等。			
	③学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	一次試験においてはA～F日程の複数日程から申込責任者が選択し受験する。二次試験でもA日程とB日程の2日程で実施している。したがって、受験機会の設定については不利益になるようなことはない。また、CBT試験の準1級・2級・準2級・3級については毎月実施している。	A	実用英語技能検定のソフト面及びハード面の両面において公平性・公正性が担保されている。受験者等が安心して受験でき、かつ信頼される検定試験となっている。
		31該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇当該検定試験と学校教育との関係性（学習指導要領に基づく学校における学習との関連等）が明確に示されているか。	実用英語技能検定は「実用英語技能審査基準」に準拠して作成される。また、学習指導要領等にも一定の配慮をしている。各級の大まかな目安は次のとおり。 **1級**：広く社会生活で求められる英語を十分理解し、また使用することができる。 **（大学上級程度）** **準1級**：社会生活で求められる英語を十分理解し、また使用することができる。 **（大学中級程度）** **2級**：社会生活に必要な英語を理解し、また使用することができる。 **（高校卒業程度）** **準2級**：日常生活に必要な英語を理解し、また使用することができる。 **（高校中級程度）** **3級**：身近な英語を理解し、また使用することができる。 **（中学卒業程度）** **4級**：簡単な英語を理解することができ、またそれを使って表現することができる。**（中学中級程度）** **5級**：初歩的な英語を理解することができ、またそれを使って表現することができる。 **（中学初級程度）**	A	
		32該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 〇年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	当財団が開発したCSEスコアにより各年度、各回次の試験間の検証が比較可能となっている。	A	
		33該	〇その他の特記事項等。			
Ⅱ	④コン	34該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇IDとパスワード等で本人確認が行われているか。	本人確認に必要な受験票及び身分証明書（運転免許証、パスポート、社員証、学生証など）を忘れた場合は、当日の受験は断っている。	A	CBT試験実施に際し、コンピュータ等の安定性、利便性等をさらに追求していく。

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
検定試験の実施に関する事項	ピューターを使って行う検定試験	35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。	基本操作は正解をクリックするのみ。画面右上には残り時間が表示される(リスニングテスト以外)。試験時間内であれば見直し・訂正もできる。ライティングテストは、パソコンに備えつけられたキーボードから解答を入力するか、解答用紙に手書きで記入する方法を選択できる。 スピーキングテストは、画面上の指示にしたがってマイクに向かって解答(発話)する録音形式。	A	
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。	システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っている。	A	
		37 該	○その他の特記事項等。	コンピュータのトラブルが発生した場合は、受験者に席の移動、または再ログインをお願いすることがある。再ログインなどを行っても試験が続行できない場合、その他不測の事態が発生した場合は、試験を中止・中断することがある。	A	
定試験の試験問題に関す Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】					
	①測定内容・問題項目	38	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	目的は実用英語の「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能を正確に測定すること。この目的に沿って適切に知識・技能が測れるように設計がされている。なお、1級から3級までは4技能を測定。4級・5級は「話す」を除く3技能で総合的に判定し、「級」認定を行っている。また、4・5級にも別途スピーキングテストを導入し、筆記試験の合否等に関係なくコンピュータ端末により受験できる。	A	審査基準にしてがって各級の問題設計がされており、今後とも審査基準等に基づく問題制作を行っていく。
		39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	各級のレベルに合った能力が適切に測れるような問題設計・項目及び試験時間が設定されている。また、1級から5級を貫く同じ問題形式も導入している。	A	
		40	○その他の特記事項等。			
	②審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	「実用英語技能審査基準」により、各級の「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の4技能について一定の能力を有していると判定された場合を合格としている。 採点基準も同様に定められている。 特に、記述式(一次試験)、面接式(二次試験)については採点基準(非公開)に基づき、トレーニングを受けた採点者及び面接委員が採点し評価している。	A	審査基準に基づいた1級から3級の一次試験問題(書く技能)及び二次面接試験(話す技能)の採点者及び面接委員による評価について、質の保証に引き続き努めていく。
		42 該	《主観的な評定における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評定の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	記述式(一次試験)、面接式(二次試験)については採点基準(非公開)に基づき、トレーニングを受けた採点者及び面接委員が採用され、実際に採点・評価している。 また、記述式の採点については必要に応じてダブルチェック等を行っている。したがって、採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされている。	A	
		43	○その他の特記事項等。			
	③試験結果に基づく試験の改善	44	《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	「審査基準」以外の問題内容や測定方法、採点基準が適切であるかの検証は必要に応じて行っている。また問題内容や測定方法については英語教育界、テスティングの専門家や学会からの情報収集を継続し、審査基準に適した問題作成・測定方法の改善に努めている。 一部の問題については事前テストを実施し、古典的テスト理論や項目反応理論を活用して、統計的な特徴や品質を把握した上で出題している。試験実施後も受験者の解答状況を同様に分析し、外部有識者を含めた合否判定委員会における参考資料として活用している。また内容改善に向けて、問題作成担当者やアイテムライター(原案作成者)及び問題作成委員会へのフィードバックとして上記分析資料を活用している。	A	検定が終了する都度、合否判定委員会等で各種データを基に検定問題内容の妥当性・公平性のほか、問題の難易度を検証している。また、この検証結果を検定試験問題制作の部署にフィードバックしている。
		45	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目				中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目		実績・理由・特記事項等	評価	
	④コンピューターを使って行う検定試験	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 〇通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	CBTとPBT(紙媒体)の問題は同じ審査基準に基づき制作しており、問題形式及び問題数について違いはない。 したがって、通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされている。ただし、CBT問題は非公開のため、試験会場からは持ち出せない。	A	CBT試験はPBT試験（紙媒体）と問題構成、問題数、難易度等変わらないので問題の公平性等は担保されている。
		47 該	〇その他の特記事項等。			
Ⅳ　継続的な学習支援・検定試験の活用促進	【評価の視点】					
		48	《検定の結果を証明する書類の発行》 〇検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	■発行されている（具体的に合格証書、合格証明書、英検CSEスコア証明書及び合格バッジの提供） □発行していない	A	受験者と活用者のために様々な工夫を当財団のHPで行っている。
		49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 〇受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	合格証書及び合格証明書にはそれぞれCSEスコア及び英検バンドが併記されており、各級の審査基準が記載されている。これによって●級の合格者の知識・技能について一見して判断できる。また、表面には合格者名、級、年度回、合格証書交付日が記載されている。	A	
		50	《検定試験と活用先の能力の関係》 〇当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	高校・短大・大学における単位認定あるいは入試での優遇措置、高校卒業程度認定試験における試験科目の免除、海外大学進学のために英語能力の証明として必要とされる資格級、通訳案内士試験における1級合格者の外国語(英語）筆記試験の免除、教員採用試験での英検資格取得者に対する特別措置の適用等について告知している。これらの優遇措置は社会のあらゆる場面で利用されている。また、実用英語技能検定は大学入学共通テストの英語試験の外部試験として大学入試センターより認定されたいる。	A	
		51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 〇受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	一次試験成績表にて、以下の項目を表記し、 試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受験者の継続的な学習の参考になる情報が提供されている。 ①受験結果（合・否） ②解答状況（正解番号に加え、受験者個人の全問題に対する正解・不正解を記載） ③技能別正答数 ④大問別正答数・出題のねらいと学習アドバイス ⑤CSEスコアと英検バンド（＝CSEスコアと合否をもとに判定する英検バンドとは、スコアだけでは実感しづらい「合格までの距離」をわかりやすくするもの）を表示。これにより受験者個々のモチベーションの維持・向上に役立つものと思料。 また、二次試験成績表にて、以下のものを表記している。 ①受験結果（合・否） ②分野別得点（リーディング、Q&A、アティチュード）とその評価ポイント ③総合結果（一次・二次の合計スコア）等	A	
		52	《試験問題等の公開》 〇過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか （ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く）。	過去3回分の一次試験問題（筆記・リスニング）と正解、二次面接試験サンプル問題をHPにて公開している。	A	
		53	《活用事例の調査・把握》 〇学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	実用英語技能検定の資格取得者を対象に中学・高校・大学等の入学試験において優遇措置をしている学校などを毎年調査して、その情報をHPで提供している。	A	
		54	〇その他の特記事項等。			